

認知症対応型通所介護 利用料金一覧表

(地域密着型サービス)

令和8年8月1日現在

基本利用料

費目	単位		要支援		要介護				
			1	2	1	2	3	4	5
認知症対応型 通所介護	3～4時間	1割負担	477円	529円	545円	601円	654円	709円	764円
		2割負担	953円	1,057円	1,090円	1,201円	1,308円	1,417円	1,528円
		3割負担	1,429円	1,585円	1,635円	1,802円	1,962円	2,125円	2,291円
	4～5時間	1割負担	499円	553円	572円	629円	686円	743円	800円
		2割負担	997円	1,106円	1,144円	1,257円	1,372円	1,485円	1,599円
		3割負担	1,495円	1,659円	1,715円	1,885円	2,058円	2,228円	2,398円
	5～6時間	1割負担	741円	825円	856円	948円	1,039円	1,128円	1,220円
		2割負担	1,481円	1,650円	1,712円	1,896円	2,078円	2,256円	2,440円
		3割負担	2,221円	2,475円	2,568円	2,844円	3,117円	3,384円	3,660円
	6～7時間	1割負担	760円	846円	877円	973円	1,066円	1,157円	1,251円
		2割負担	1,519円	1,692円	1,754円	1,945円	2,132円	2,314円	2,502円
		3割負担	2,278円	2,538円	2,631円	2,917円	3,197円	3,470円	3,753円
	7～8時間	1割負担	858円	959円	993円	1,098円	1,206円	1,314円	1,419円
		2割負担	1,716円	1,918円	1,985円	2,196円	2,411円	2,627円	2,837円
		3割負担	2,574円	2,877円	2,977円	3,294円	3,617円	3,940円	4,256円
	8～9時間	1割負担	886円	989円	1,024円	1,133円	1,244円	1,356円	1,467円
		2割負担	1,772円	1,978円	2,047円	2,265円	2,487円	2,711円	2,933円
		3割負担	2,658円	2,967円	3,071円	3,397円	3,730円	4,066円	4,399円

加算利用料

費目	金額			加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
個別機能訓練加算Ⅰ	30円	60円	90円	1日につき	個別の機能訓練実施計画書を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合に加算されます
個別機能訓練加算Ⅱ	23円	45円	67円	1月につき	Ⅰを策定している利用者について個別機能訓練の計画内容等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、その情報を活用した場合に加算されます
入浴介助加算Ⅰ	45円	89円	134円	1日につき	入浴介助を適切に行う事のできる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に加算されます
入浴介助加算Ⅱ	61円	122円	183円	1日につき	医師等が居宅を訪問し、浴室の環境や利用者の動作を評価し、助言を行うこと。機能訓練指導員等が居宅を訪問して状況を把握し、個別の入浴計画を作成して入浴介助を実施した場合に加算されます
ADL維持等加算Ⅰ	34円	67円	100円	1月につき	評価期間に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について所定の要件を満たした場合に加算されます
ADL維持等加算Ⅱ	67円	134円	200円	1月につき	評価期間に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について(Ⅰ)の要件に加えて、さらなる要件を満たした場合に加算されます
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	23円	45円	67円	1回につき (6月に1回算定)	①利用開始時及び利用6カ月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し、介護支援専門員に情報を提供 ②利用開始時及び利用6カ月ごとに利用者の栄養状態について確認し、介護支援専門員に情報を提供 上記①・②いずれにも適合した場合に加算されます
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円	11円	17円	1回につき (6月に1回算定)	Ⅰの①または②に適合した場合に加算されます
栄養アセスメント加算 ※口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ及び 栄養改善加算との併算定は不可	56円	111円	167円	1月につき	事業所の従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置し管理栄養士と他の職種が共同で栄養アセスメントを実施し、結果を利用者家族に説明し利用者ごとの栄養状態などの情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、その情報を活用した場合に加算されます
栄養改善加算	222円	444円	666円	1回につき (1月に2回を限度)	介護事業所において低栄養状態またはその恐れのある利用者に対して栄養相談等の栄養管理を行い、低栄養状態の改善を目的としたサービスを提供し、必要に応じて居宅を訪問した際に加算されます
生活機能向上加連携加算Ⅰ	167円	333円	500円	1月につき (3月に1回を限度)	訪問リハ等を行う医療機関の理学療法士、医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成。理学療法士等や医師は、通所リハ等のサービス提供の場またはICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うことで加算されます

生活機能向上連携加算Ⅱ	178円	356円	533円	1月につき	訪問リハ、通所リハ等を行う医療機関の理学療法士等が加算を算定する事業所に訪問し、事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。リハ専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3か月に1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うことで加算されます
口腔機能向上加算Ⅰ	111円	222円	333円	1回につき (月2回を限度)	言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置し、利用者の口腔機能を利用開始時に把握していることで言語聴覚士、歯科衛生士等、その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士等が口腔機能向上サービスを行い、利用者の口腔機能を定期的に記録、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、評価の結果について、担当の介護支援専門員、主治医、主治歯科医に情報提供することで加算されます
口腔機能向上加算Ⅱ	222円	444円	666円	1回につき (月2回を限度)	Ⅰの要件を満たしており、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出していること。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成、当該計画に基づく支援の提供、当該支援内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善の一連のサイクルにより、サービスの質の管理を行うことで加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅰ	25円	49円	74円	1日につき	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上が配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20円	40円	60円	1日につき	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7円	14円	20円	1日につき	介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上又は勤続7年以上が30%以上配置されている場合に加算されます
若年性認知症利用者受け入れ加算	67円	134円	200円	1日につき	若年性認知症を受入れ本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
科学的介護推進体制加算	45円	89円	134円	1月につき	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること及び、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます
送迎減算	53円	105円	157円	片道につき	送迎を行わない場合に減算されます
介護職員等処遇改善加算(※)	Ⅰイ所定単位×21.6%、Ⅰロ所定単位×23.6% Ⅱイ所定単位×20.9%、Ⅱロ所定単位×22.9% Ⅲ所定単位×18.5% Ⅳ所定単位×16.7%			1月につき	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算です

上記の金額につきましては、実際の精算時において端数処理により金額の違いが若干生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

※ 個別の介護度及び加算の内容によって金額が異なります

費目	金額	加算単位	内容の説明
食材費	330円	1日につき	施設で提供する食事の材料費
食事提供費	450円	1日につき	施設で提供する食事の調理に係る費用

自己負担利用料(保険給付対象外)